平成２５年（フ）第１２８３８号
東京都中野区新井１丁目15―11―101
破産者　上之園秀朗
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８７９号
岐阜県大垣市林町５丁目31番地の１
破産者　有限会社サンライズ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８０号
岐阜県各務原市那加宮浦町79―105、開始決定時の住所岐阜県各務原市那加新加納町2094―24
破産者　岡原　正弘
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８１号
千葉県君津市人見1706番地８　レジデンス山庄106
破産者　有限会社ボランツ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８２号
千葉県君津市人見1706―８―106
破産者　小泉　博之
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８３号
東京都大田区東海３丁目２番８号
破産者　株式会社大田宇野
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８４号
兵庫県神戸市須磨区北落合１丁目１―313―302
破産者　中野　裕之
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８５号
埼玉県草加市花栗１丁目23番７号
破産者　株式会社興和
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８６号
千葉県野田市木間ケ瀬4692―７
破産者　天野　　眞
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９９１号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目32番地２
破産者　株式会社ファイブクリエイト
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９９２号
東京都荒川区荒川６―16―８Ｂ、住民票上の住所東京都江戸川区南篠崎町２丁目34―６―603
破産者　和田　恭一
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３００２号
東京都新宿区市谷左内町１丁目　山本ビルＢ１
破産者　有限会社ヤキ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０３１号
東京都八王子市子安町１丁目28番１号
破産者　株式会社浜名亭
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７５号
東京都世田谷区世田谷４丁目２番８号
破産者　株式会社Ｐ．Ｐ．Ｃｏｍｅ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７６号
東京都世田谷区船橋２丁目９―４―201
破産者　野村　里奈（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０９７号
東京都新宿区高田馬場４丁目４番13号　ＮＳＭビル
破産者　株式会社ＢＩＦ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０９８号
東京都練馬区高野台１丁目13―13―102
破産者　永井　敦子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１４４号
東京都練馬区大泉町４丁目45番６号
破産者　有限会社石翔トランスポート
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１４５号
東京都練馬区東大泉４丁目28―１―105
破産者　石塚　仁志
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１７１号
東京都台東区駒形１丁目１番４―202号ウィスタリアハウス
破産者　ウッドノーツブラインド株式会社
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１９０号
東京都千代田区神田神保町３丁目11番地
破産者　メディアック・ドットコム株式会社
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１９１号
東京都品川区八潮５丁目６―37―1204
破産者　澤登　保典
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部